目次

第1篇 運賃計算の基礎知識

- No.1. 航空運賃の基礎知識 I
- No.2. 航空運賃の基礎知識Ⅱ
- 第2篇 具体的な計算手順
 - No.3. 往復/周回旅行の運賃計算
 - No.4. オープンジョーの運賃計算
- 第3篇 各種規則の内容

No.5. 規則表の読み取り I

- 1. 規則表 2. 名称・種別、目的地、適用旅客・人数 、クラス・旅行形態
- 3. 適用期間・運賃 4. 予約・発券 5. 必要旅行日数

本資料に掲載

- No.6. 規則表の読み取りⅡ
- No.7. 規則表の読み取りⅢ
- No.8. Fare Culculation の読み取り

No.5 規則表の読み取り I

1. 規則表

本試験では問題冊子以外に「資料編」の冊子が配付されます。国際航空運賃の分野ではここに出題される 運賃の規則表等が記載されています。規則表の記載項目・内容をよく理解し、当該運賃が適用可能である かの判断材料にします。

(規則表の例)

資料 1.JL ヨーロッパ行〈Semi-Flex M〉〈Standard L〉

(1) 運賃規則表(抜粋)

名称・運賃種別	Semi-Flex M	Standard L		
目的地	∃−םיין (TS)			
適用旅客・人数	個人			
クラス・旅行形態	エコノミークラス 往復、周回、オープンジョー			
適用期間 運 賃	詳細は運賃表参照 特定便利用の場合、往路・復路それぞれにつき特定便追加運賃を Q サーチャージとして加算する シーズナリティの適用: 往路: 往路の国際線出発日を基準として往路の旅程に適用する 復路: 復路のヨーロッパ内の最終地点の出発日を基準として復路の旅程に適用する ウィークエンド (W)・ウィークデイ(X) 運賃の適用: 往路: 日本国内の最終地点を出発する曜日を基準とし、1/2 往復運賃を適用する 復路: ヨーロッパ内の最終地点を出発する曜日を基準とし、1/2 往復運賃を適用する 復路: ヨーロッパ内の最終地点を出発する曜日を基準とし、1/2 往復運賃を適用する 復路: ヨーロッパ内の最終地点を出発する曜日を基準とし、1/2 往復運賃を適用する 週路: ヨーロッパ内の最終地点を出発する曜日を基準とし、1/2 往復運賃を適用する 週路は発生また。1/2 往復運賃を適用する 週上041便以外利用 ウィークエンド (W) ウィークデイ (X) 住路出発生また。日本、 週上041便利用「ウィークエンド (W) ウィークデイ (X) 住路出発生また。日本、 道路出発生また。 道路出発生また。日本、 道路出発生また。 道路出発生また。 道路出発生また。 道路出発生また。 道路出発生また。 道路出発生また。 道路出発生また。 道路出発生また。 道路出発生また。 道路出発生また。			
予約・発券	①予約クラス:"M"(日本国内"Y") ②発券は以下の期限までに行う ・予約が最初の国際線搭乗日の29日以前: 予約完了後7日以内 ・予約が最初の国際線搭乗日の28日~出発前: 予約完了後3日以内 ③旅行全体の予約は確定済みのこと	①予約クラス:"!"(日本国内"Y") ②予約クラス:"!"(日本国内"Y") ②予約は最初の国際線搭乗日の7日前までに行う ③発券は以下の期限までに行う ・予約が最初の国際線搭乗日の29日以前: 予約完了後7日以内 ・予約が最初の国際線搭乗日の28日~出発前: 予約完了後3日以内 ただし、最初の国際線搭乗日の7日前まで ④旅行全体の予約は確定済みのこと		
必要旅行日数	2 日発・開始	3 日発・開始 ただし、復路のヨーロッパ内最終地点の出発は 最初の日曜日以降		
最長旅行期間	12ヵ月発・開始	12ヵ月発・開始		
途中降機	ヨーロッパ内で住路・優路 1 回可 (1 回につき 10,000 円)。 ただし、 ヘルシンキ・マドリードでの途中降 機は無料で可			
乗り換え	日本国内で往路・御路1回可 ヨーロッパ内で往路・御路1回可、さらに、スペイン セロナで往路・御路1回可	/行はロンドン・ヘルシンキ経由に限りマドリード・バル		
経路規定	①日本国内区間は日本航空 (JL) または日本トランスオ ②日本発着国際線区間は日本航空 (JL) に限る	ーシャン航空 (NU) に限る		
運賃計算規定	指定経路型運賃であり、距離計算、HIP チェックは適			
参加航空会社	I .	EI、FI、KL、LG、LH、LO、LX、OK、OS、SK等		
結合可能運賃	①当該運賃用日本国内アッドオン運賃 ②ヨーロッパ行 1/2ル 運賃(含む 1/2M/L 運賃) 発券、必要旅行日数、最長旅行期間、取り消し・払い戻しについては結合されるより厳しい運賃 規則が全旅程に適用される。ただし、適用期間、途中降機、乗り換え、経路規定、運賃計算規定、 予約変更、経路変更についてはフェアコンボーネント(運賃計算区間)ごとの規則が適用される			
予約変更	無料で可 ただし、すでに予約が入っている便の出発時刻までに 変更手続きを行うこと。変更の結果生じる差額調整は 変更手続きを行うこと。変更の結果生じる差額調整は 変更手続きを行うこと。変更の結果生じる差額調整は			
経路変更	行うこと	行うこと		
取り消し 払い戻し	【旅行聯始前】 1) 往路の最初の区間の予約便出発時刻より前に取り消しの連絡を行った場合 大人 30,000 円、小児 22,500 円を取消于数料として収受し、残額を払い戻す 2) 予約便の取り消しを行わなかった場合 払い戻し不可 【旅行聯始後】 私い戻し不可			

次頁以降で各記載項目について解説します

2. 名称・種別、目的地、適用旅客・人数、クラス・旅行形態

名称・運賃種別	Semi-Flex M(例 ******)	Standard L(例 ******)	
目的地	∃ーロッパ (TS)		
適用旅客・人数	個人		
クラス・旅行形態	エコノミークラス 往復、周回、オープンジョー		

これらの項目は、問題を解く際には重要ではありません。簡単に解説します。

- ・名称・運賃種別 … 適用する運賃の名称です。設問に記載されます。 コード記号が付される場合もあります。
- ・目的地 … 国名や地域名と GI(Global Indicator) が記載されます。上掲の例では「ヨーロッパ行きで経路は TS」です。 他に「カナダ・米国 (ハワイを除く) (PA)」等の例があります。
- ・適用旅客・人数 … 運賃を適用できる最少人員(大人)が記載されます。「個人」とあるのは 1 人から適用可能という意味です。
- ・クラス・旅行形態 … 利用可能なクラス (試験ではエコノミークラス) と旅行形態が記載されます。

3. 適用期間、運賃

詳細は運賃表参照

|特定便利用の場合、往路・復路それぞれにつき特定便追加運賃を Q サーチャージとして加算する

シーズナリティの適用:

往路:往路の国際線出発日を基準として往路の旅程に適用する

復路:復路のヨーロッパ内の最終地点の出発日を基準として復路の旅程に適用する

ウィークエンド (W)・ウィークデイ (X) 運賃の適用:

適用期間

賃

運

往路:日本国内の最終地点を出発する曜日を基準とし、1/2 往復運賃を適用する

復路:ヨーロッパ内の最終地点を出発する曜日を基準とし、1/2 往復運賃を適用する

JL041 便以外利用	ウィークエンド(W)	ウィークデイ(X)
往路出発	土~月	火~金
復路出発	金・土	日~木

復路出発	金・土	[日∼木]	
JL041 便利用	ウィークエンド (W)	ウィークデイ (X)	
往路出発	日・月	火~土	

JL041 便以外利用 ウィークエンド (W) ウィークデイ (X)

土・日

月~金

 JL041 便利用
 ウィークエンド (W)
 ウィークデイ (X)

 在路出発
 日〜火
 水〜土

・シーズナリティの適用 … シーズナリティとは運賃の適用期間の意味です。上掲の例では「往路と復路」に分かれています(運賃表は後掲)。ここを必ずチェックします。

他には、

・往路の国際線出発日を基準として全旅程に適用する(往路・復路共通の運賃表を 用いる場合です)。復路の運賃も往路出発日が基準となります。

往路出発

・通年(4/1~3/31)で同一の運賃を適用する。

等のタイプがあります。

・ウィークエンド (W)・ウィークデイ (X) 運賃の適用 … 同一目的地、同一のシーズナリティであっても、出発曜日により運賃が異なる場合が多いです。

上掲の例では利用便により異なっています。

・Q サーチャージ … 特定の便を利用する場合に、追加する運賃です。往路(復路)の 1/2 往復運賃を算出した後に加えます。この額を半額にするわけではありません。

特定便追加運賃(Q サーチャージ)の例

路線	便名	予約クラス	追加運賃(片道)
羽田 - ロンドン	JL***/JL***	M クラス L クラス	5,000円

運賃表の例

I) 往路と復路で異なるタイプ

◆ 東京発ヨーロッパ行 JL エコノミークラス往復運賃 Semi-Flex *** 《往路》 往路の国際線出発日を基準として往路の旅程に適用する

単位:円

出発地	TYO 東京		
目的地	LON ロンドン/ BCN バルセロナ/ MAD マドリード		
W/X の適用 シーズナリティ	ウィークエンド (W)	ウィークデイ (X)	
2024/7/17 ~ 2024/8/9	315,000	295,000	
2024/8/10 ~ 2024/8/30	355,000	335,000	

《復路》復路のヨーロッパ内の最終地点の出発日を基準として往路の旅程に適用する 単位:円

出発地	TYO東京		
目的地	LON ロンドン/ BCN バルセロナ/ MAD マドリード		
W/X の適用 シーズナリティ	ウィークエンド (W)	ウィークデイ (X)	
2024/7/17 ~ 2024/8/9	315,000	295,000	
2024/8/10 ~ 2024/8/30	355,000	335,000	

Ⅱ) 往路と復路が共通であるタイプ

◆ 東京発ヨーロッパ行 ANA エコノミークラス往復運賃スーパー*** 往路の国際線出発日を基準として全旅程に適用する

単位:円

出発地	TYO東京		
目的地	LON ロンドン/ CPH コペンハーゲン/ FRA フランクフルト		
W/X の適用 シーズナリティ	ウィークエンド (W)	ウィークデイ (X)	
2024/10/26 ~ 2024/12/26	226,000	216,000	
2024/12/27 ~ 2025/2/28	276,000	226,000	

◆ 東京発ヨーロッパ行 ANA エコノミークラス往復運賃スタンダード***

単位:円

出発地	TYO 東京		
目的地	LON ロンドン/ PAR パリ/ MUC ミュンヘン		
W/X の適用 シーズナリティ	ウィークエンド (W)	ウィークデイ (X)	
2023/4/1 ~ 2024/3/31	400,000	350,000	

4. 予約・発券

①予約クラス: "M" (日本国内 "Y") ①予約クラス: "L"(日本国内 "Y") ②発券は以下の期限までに行う ②予約は最初の国際線搭乗日の7日前までに ・予約が最初の国際線搭乗日の 29 日以前: 行う 予約完了後7日以内 ③発券は以下の期限までに行う ・予約が最初の国際線搭乗日の28日~出発前: ・予約が最初の国際線搭乗日の 29 日以前: 予約・発券 予約完了後3日以内 予約完了後7日以内 ただし、旅行開始前まで ・予約が最初の国際線搭乗日の28日~出発前: 予約完了後3日以内 ③旅行全体の予約は確定済みのこと ただし、最初の国際線搭乗日の7日前まで ④旅行全体の予約は確定済みのこと

- ・予約クラス … それぞれの運賃の予約クラスがアルファベットで記載されます。問題を解く際は重要ではありません。
- ・予約期限 … ① 特に記載がなければ出発前まで予約は可能です。
 - ② 上と同じ趣旨で「予約は旅行開始前までに行う」という記載もあります。

- ③ 日数の制限が付くことが一般的です。
 - (例) 予約は最初の国際線出発日の〇〇日前までに行う。
- ・発券期限 … ① 日数の制限が付くことが一般的です。
 - (例) 発券は最初の国際線出発日の〇〇日前までに行う。
 - ② 予約の時期によって発券期限が異なる場合が一般的です。
 - (例)・予約が最初の国際線搭乗日の29日以前:予約完了後7日以内 翌日起算です。
 - ・予約が最初の国際線搭乗日の28日~出発前:予約完了後3日以内 ただし、旅行開始前まで
 - ③ 2 つの期限がある場合に、期限が重複する場合があります。 この場合は、いずれかの早い方を適用します。 試験に出るのはこれが多い。
 - (例) i 予約が最初の国際線搭乗日の29日以前:予約完了後7日以内
 - ii 予約が最初の国際線搭乗日の28日~7日前:予約完了後3日以内 ただし、最初の国際線搭乗日の7日前まで 前日起算です。
 - ◆ 上のiiの例で、
 - ・国際線搭乗日:10月15日/予約完了日:10月6日 の場合の発券期限 予約完了後3日以内 ⇒ 10月9日

最初の国際線搭乗日の7日前まで ⇒ 10月8日 よって、これが優先。

5. 必要旅行日数

必要旅行日数	2 日発・開始	3 日発・開始 ただし、復路のヨーロッパ内最終地点の出発は 最初の日曜日以降
--------	---------	--

- ・必要旅行日数… ① 最も短い旅行日数に関する規定で、最後の途中降機地点(なければ折り返し地点)から、 日本に向けて旅行が開始できる最短期間。
 - ② 一般的な記載は「〇日発・開始」で、「往路の最初の国際線搭乗日の翌日から起算して、〇日目(午前 0 時以降)になれば、日本行きの最後のフライトを開始できる」という意味。 (例)
 - 「3 日発・開始」の規定のある運賃を適用して、TYO \rightarrow LON \rightarrow PAR \rightarrow TYO の行程で、TYO を 5 月 1 日に出発した場合
 - \Rightarrow 5/1+3=5月4日 (以降) に、PAR \rightarrow TYO の旅行を開始できる。
 - ③ 日数の要件を満たしても、さらに要件が付される場合があります。
 - ・ただし、復路のヨーロッパ内最終地点の出発は最初の日曜日以降
 - ・ただし、ヨーロッパ内で土曜日の滞在が含まれていること 等。 サンデールールといいます。 「例)
 - 「3 日発・開始 ただし、復路のヨーロッパ内最終地点の出発は最初の日曜日以降」の規定 のある運賃を適用して、TYO \rightarrow LON \rightarrow PAR \rightarrow TYO の行程で、TYO を 5 月 1 日(水) に出発した場合
 - ⇒ 5/1+3= 5月4日を過ぎた、最初の日曜日である5月5日(以降) に PAR → TYO の旅行を開始できる。

4月28日(日)	4月29日(月)	4月30日(火)	5月1日(水)	5月2日(木)	5月3日(金)	5月4日(土)
5月5日(日)	5月6日(月)	5月7日(火)	5月8日(水)	5月9日(木)	5月10日(金)	5月11日(土)

[Check Test]

1. 次の 2 つの運賃について、以下の各設問が正しければ○、誤っていれば×を付けなさい。 (行程中の都市はすべて途中降機地点の要件を満たすものとします。)

名称・運賃種別	運賃 A	運賃 B
目的地	ヨーロッパ (TS)	
予約・発券	①予約クラス:"A" ②発券は以下の期限までに行う ・予約が最初の国際線搭乗日の30日以前: 予約完了後7日以内 ・予約が最初の国際線搭乗日の29日~出発前: 予約完了後3日以内 ただし、旅行開始前まで ③旅行全体の予約は確定済みのこと	①予約クラス:"B" ②予約は最初の国際線搭乗日の7日前までに行う 行う ③発券は以下の期限までに行う ・予約が最初の国際線搭乗日の30日以前: 予約完了後7日以内 ・予約が最初の国際線搭乗日の29日~出発前: 予約完了後72時間以内 ただし、最初の国際線搭乗日の7日前まで ④旅行全体の予約は確定済みのこと
必要旅行日数	2 日発・開始	3 日発・開始 ただし、ヨーロッパ内で土曜日の滞在が含まれて いること

- (1) 運賃 A を適用して、7月1日発 TYO → PAR → TYO の航空券を 5月15日に予約した。この場合、5月22日が発券期限となる。()
- (2) 運賃 A を適用して、7 月 1 日発 TYO \rightarrow PAR \rightarrow TYO の航空券を6月 29 日に予約した。 この場合、7月2日が発券期限となる。()
- (3) 運賃 B を適用して、7月1日発 TYO → PAR → LON → TYO の航空券を6月25日に予約することができる。()
- (4) 運賃 B を適用して、7月1日発 TYO → PAR → LON → TYO の航空券を4月10日に予約した。 この場合、4月17日が発券期限となる。()
- (5) 運賃 A を適用して、5/10発 SPK → 5/11 発 TYO → 5/15 発 PAR → 5/18 発 LON → 5/19 着 TYO の航空券を4月11日に予約した。この場合、4月14日が発券期限となる。()
- (6) 運賃 B を適用して、6/20発 SPK $\rightarrow 6/21$ 発 TYO $\rightarrow 6/24$ 発 PAR $\rightarrow 6/28$ 発 LON $\rightarrow 6/29$ 着 TYO の航空券を6月11日の午後 3 時に予約した。この場合、6月14日の午後 3 時が発券期限となる。()
- (7) 運賃 B を適用して、9/10発 SPK → 9/11 発 TYO → 9/15 発 PAR → 9/18 発 LON → 9/19 着 TYO の航空券を9月2日の午後 3 時に予約した。この場合、9月5日の午後 3 時が発券期限となる。()
- (8) 運賃 A を適用して、7 月 1 日発 TYO \rightarrow PAR \rightarrow TYO の航空券を 5 月 15 日に予約した。 この場合、復路 PAR \rightarrow TYO のフライトは 7 月 3 日になれば開始できる。()
- (9) 運賃 B を適用して、7月6日発 TYO \rightarrow PAR \rightarrow LON \rightarrow TYO の航空券を4月 10 日に予約した。 この場合、LON \rightarrow TYO のフライトは 7月9日になれば開始できる。()
- (10) 運賃 B を適用して、7月11日発 TYO → LON → MIL → TYO の航空券を4月 10日に予約した。 この場合、MIL → TYO のフライトは7月14日になれば開始できる。()

July							
日	月		火	水	木	金	土
1	2		3	4	5	6	7
8	9		10	11	12	13	14

Check Test 解答・解説

1.

- (1) 〇:予約が最初の国際線搭乗日の30日以上前に完了しているので、発券は予約完了後7日以内である。 よって15日+7日=22日で、5月22日が発券期限となる。
- (2) ×:予約が最初の国際線搭乗日の「29日~出発前」に完了しているので、発券は予約完了後3日以内である。 しかし3日後は旅行を開始しているはずなので、7月2日は購入期限ではない。
- (3)×:予約期限は最初の国際線搭乗日の7日前までである。6月25日はその6日前なので、予約することはできない。
- (4) 〇:予約が最初の国際線搭乗日の30日以上前に完了しているので、発券は予約完了後7日以内である。 よって10日+7日=17日で、4月17日が発券期限となる。
- (5) ×: 発券期限は最初の**国際線搭乗日**がの何日前の予約であるかが基準となる。行程は SPK(札幌)発であるが国際線の出発は TYO 発が 5月11日であり、予約日の4月11日は30日前にあたる。よって7日後の4月18日が発券期限となる。
- (6) 〇:最初の国際線搭乗日の 10 日前に予約しているので、発券期限は予約完了後 72 時間以内である。 よって、3 日後の同じ時刻(24H×3日= 72H)になる。
- (7)×:前問と同様に考えれば9月5日の午後3時であるが、この運賃は「最初の国際線搭乗日の7日前まで」 に発券しなければならない。この期限の方が早く到来するため、「7日前」の9月4日が期限となる。
- (8) 〇:必要旅行日数が「2日発・開始」であるので、7月1日+2日=7月3日になれば折り返し地点の PARを出発できる。予約日(5月15日)は設問に影響ありません。以降の問題も同様。
- (9)○:必要旅行日数が「3日発・開始」であるので、7月6日+3日=7月9日になれば日本行きのフライトを開始できる。また、この期間には土曜日の滞在が含まれている。
- (10)×:必要旅行日数が「3日発・開始」であるので、7月11日+3日=7月14日になれば日本行きのフライトを開始できる。しかし、この期間には土曜日の滞在が含まれていないため、最短でも翌15日になる。